

第5期 第3回川口市自治基本条例運用推進委員会

次 第

日 時 : 平成26年4月25日(金)午後6時30分から

場 所 : キュポ・ラム4階 会議室1・2号

1 開 会

2 議 事

自治基本条例運用推進委員会の在り方について

(1) 今後の委員会の開催間隔と回数等について

(2) 答申素案について

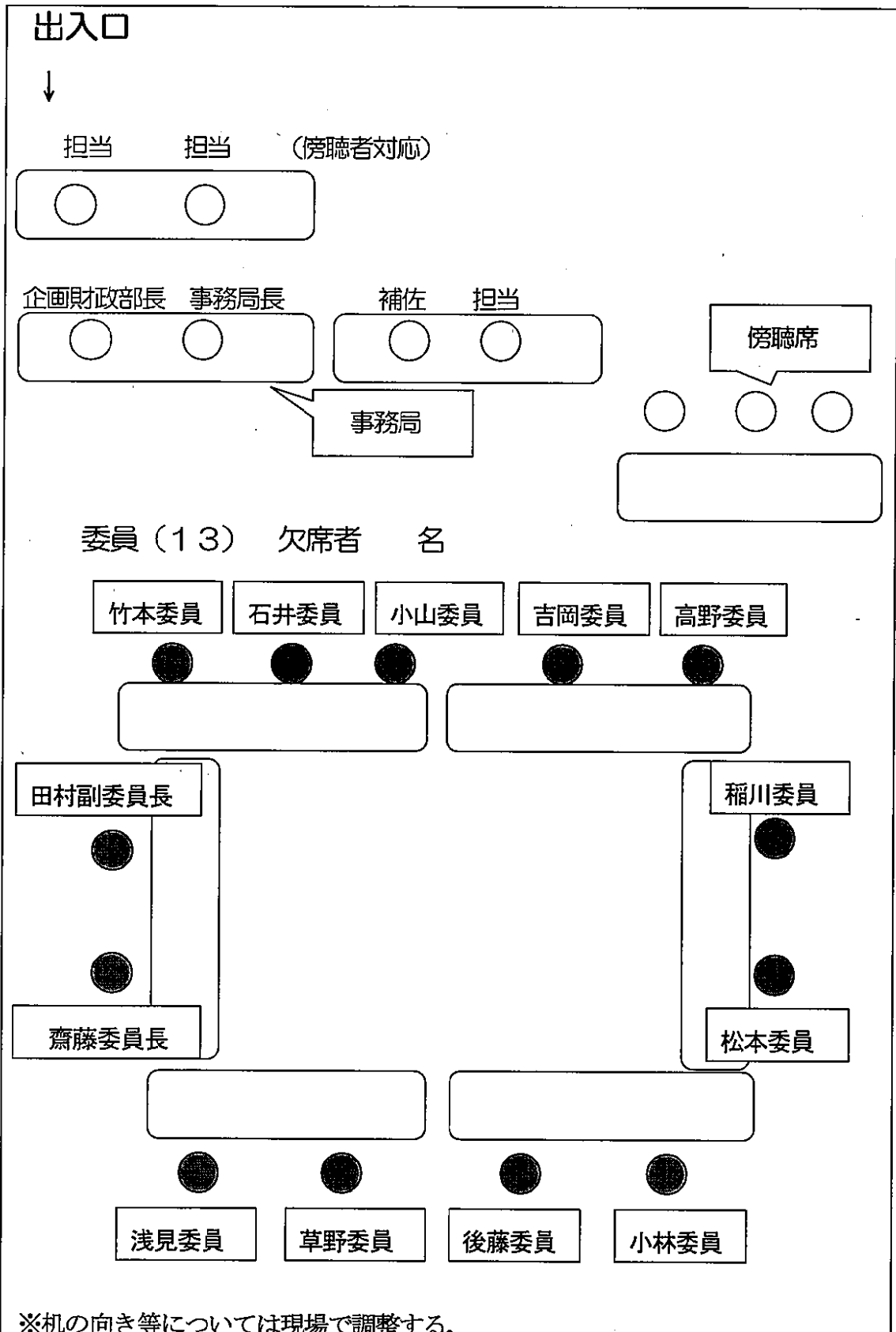
3 そ の 他

4 閉 会

第5期 第3回 川口市自治基本条例運用推進委員会

キュポ・ラM4階 会議室1・2号

H26・4・25



川口市自治基本条例運用推進委員会委員名（順不同・敬称略）

委員数：13名

平成26年4月25日現在

No.	氏名	団体等	任期	
1	縮川 和成	市議会議員	平成26年 3月13日 ～ 平成26年11月30日	2 年 目 委 員
2	田村 達久	早稲田大学 法学学術院 教授	平成24年12月1日 ～ 平成26年11月30日	
3	浅見 政高	川口市民生委員児童委員協議会		
4	草野 静子	公募		
5	後藤 典子	公募		
6	小林 玲子	公募		
7	松本 進	市議会議員	平成25年12月1日 ～ 平成27年11月30日	1 年 目 委 員
8	齋藤 友之	埼玉大学 経済学部 教授		
9	竹本 桂標	社団法人 川口青年会議所		
10	石井 邦知	公募		
11	吉岡 勇	公募		
12	小山 滋	公募		
13	髙野 幸雄	公募		

第5期答申に向けての運用推進委員会委員意見（集約）

■確認事項 1について

前期からの申し送り事項、委員会の開催頻度等について

- 1 個別具体的な課題が生じた場合に集中的に審議する（諮問により開催）
- 2 一定期間を空けた開催（数年ごとに開催）
- 3 原則は常設とし、開催回数は適正な回数とする。

■現行委員会の問題点として、委員会の役割は、『条例改正の可否と検証に絞ったほうが良い』という意見と『諮問事項以外も役割とすべき』『テーマ別の分科会を設ける』等の意見があり、このことは委員会の開催頻度と以下のようにリンクしていると考えられる。

- ・『条例改正の可否と検証に絞ったほうが良い』 ⇒ 一定期間を空けた方が良い。
- ・『諮問事項以外も役割とすべき』 ⇒ どちらでも良い。
- ・『テーマ別の分科会を設ける』 ⇒ 集中審議で諮問に応じ答申まで。

「常時開催していても、見直しを毎回するわけにもいかず、運用・啓発も現時点では難しいと思う」という意見もあるように、役割を先に決める必要があるのかもしれない。

あるいはこれまでも議論が進んだり戻ったりで、これまでも議論（時間）は十分かけてきていることから、いつそのこと結論を出してしまう必要があると考えているようである。

■また、以下の意見は開催の間隔はもとより、開催の回数を見直すべきという意見もある。

●委員会の審議を効率的に行うため、条例第5条第1項を改正することは、委員会を常設して、自治基本条例の運用について審議することを意味することと考えます。

具体的には、条例第2条の所掌事務である（1）（2）（4）については、現行の常設の委員会の設置が必要と考えます。特に、（4）は、委員会で常（頻度は考慮すべき）に審議していく。

●委員会の役割を、条例改正の可否と検証に絞ることには異議はないし、効果の面から集中審議という形式を探ることは当然の帰結と思われる。ただその為だけの期間限定委員会ではなく、常設された委員会での審議のあり方と捉える。

■別の視点として

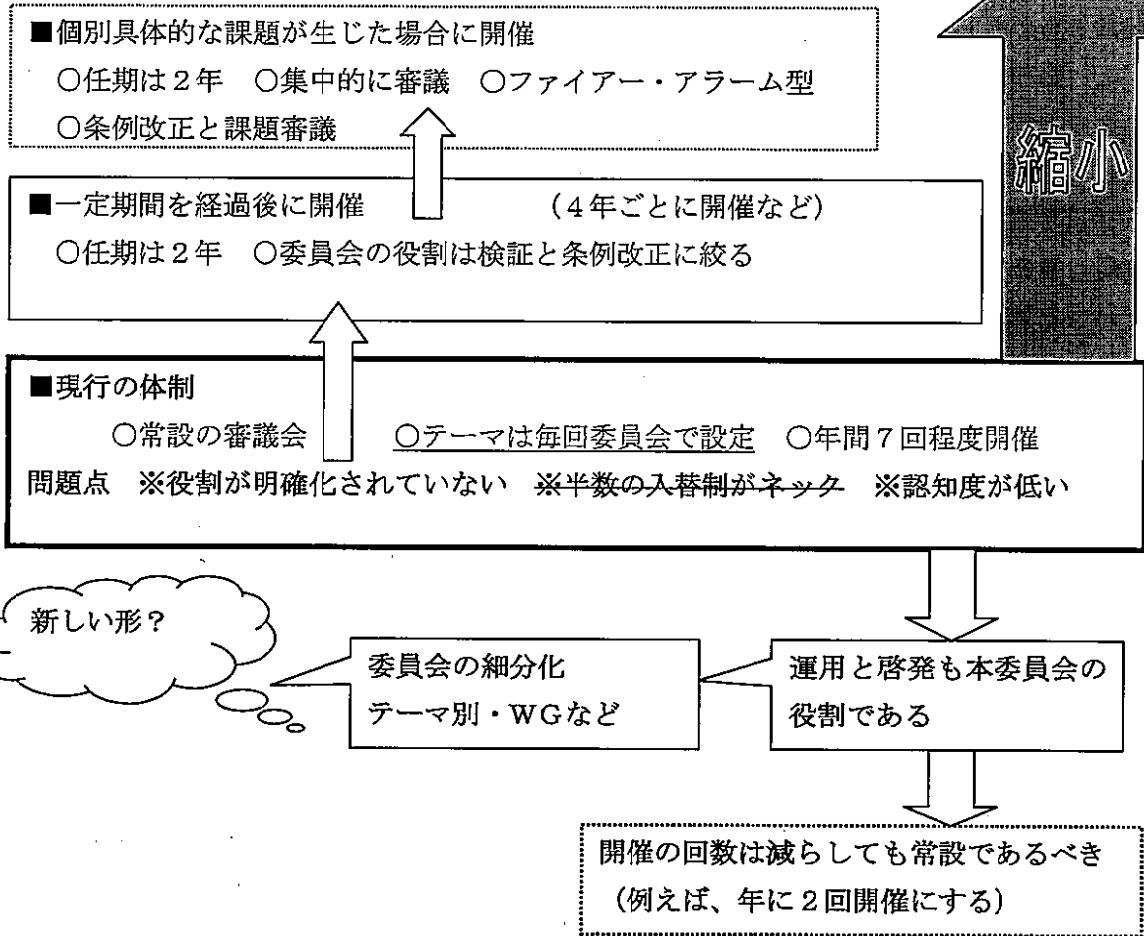
●認知度が低い現状で、目標や理想を具体的に実現化するための課題が生じるか、こういった形で生じてくるのか見えないので、これはあまり現実的ではないようにも思える。

●この委員会は諮問事項に対して答申するだけではなく、今までの答申に対してその後を確認する（フィードバックのような）ことも大事なのではないかと思う。

●「自治」＝「市民自らが声を発し、自らの地域で暮らしを自らが運営していく」というのが根底にあるべき考え方（理想）かと思う、条例を広報するのではなく、自治を実践している具体的な取組みや政策などの例を共有し、そうした取組みを増やなど目に見える形に提示し促していく必要があると思う。条例がないと進まない「自治」より、条例がなくとも「自治」が進んでいる状態の方が望む姿かと思う。

各委員の意見による委員会あり方（案）

確認事項1



確認事項2

- ア 1年限定の任期により委員を委嘱し任期を揃える 賛成・・・0名
- イ 新たに委嘱をせずに、現在のメンバーの残りで1年続ける 賛成・・・9名
- 委員長に一任 ・・・1名

※主な理由としては、自分達の経験によるものと現状の状態での委嘱はしない方が、委嘱される委員のためでもあるのではないかと。(役割が明確にされていない。審議が進まない等。)

確認事項3

- 委員会の役割を「条例の改正要否と検証に絞ることは反対であり、条例の内容や運用を高めていくことや、認知度を上げることや答申の検証なども必要である。
- 委員の再任について条例以外に別の規定があるのか。⇒ (別紙参照)
- 市長の諮問以外に委員会で審議できるようにすることは考えているか。
- 提案として、認知度を上げる方策「広報かわぐち」に常設扱いで宣伝スペースを設けてはどうか。
- 今回のように事前に意見を求めることが審議を円滑にする
- 親睦をはかるうえで、任意で懇親会などを行ったらどうか。

○川口市自治基本条例 ①

(運用推進委員会)

第33条 この条例の運用状況について検討し、市長にその改善のための提言を行うため、川口市自治基本条例運用推進委員会(以下「運用推進委員会」という。)を置く。

2 市長は、前項の提言を受けたときは、これを市民に公表するとともに、これを尊重し、広く市民の意見を聴いた上で、この条例の改正その他の必要な措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、運用推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定める。

○川口市自治基本条例運用推進委員会条例 対照表 ②

改正案	現行
	<p>○川口市自治基本条例運用推進委員会条例 平成21年9月29日 条例第27号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、川口市自治基本条例(平成21年条例第6号。以下「自治基本条例」という。)第33条第3項の規定に基づき、川口市自治基本条例運用推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 自治基本条例の運用に関すること。 (2) 自治基本条例の啓発に関すること。</p>

第5条 委員の任期は、2年とし、~~1年ごとにその半数を改嘱~~する。

※参議院方式を是正するため削除する。

※削除箇所は確定項である。

※任期2年については検討を要する。

(3) 自治基本条例の見直しに関すること。

(4) 自治基本条例の施行による自治の推進の検証に関すること。

(5) 委員会の在り方に関すること。

2 委員会は、前項各号に掲げる事項について、市長に必要な提言を行うことができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験者

(2) 市内の民間団体から選出された者

(3) 学識経験者

(4) 市民

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、1年ごとにその半数を改嘱する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画財政部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、自治基本条例附則第1号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(川口市自治基本条例策定委員会条例の廃止)

2 川口市自治基本条例策定委員会条例(平成19年条例第12号)は、廃止する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和53年条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(この条例の施行の後最初に委嘱される委員の任期)

- 4 この条例の施行の後最初に委嘱される委員のうち、その半数の者で市長が指定するものの任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、1年とする。

参考1

○川口市附属機関等の委員の公募に関する要綱・・・・・・・・③

平成19年3月12日 市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市市民参加条例（平成24年条例第16号。以下「参加条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、附属機関等の委員の公募に関し必要な事項を定めるものとする。

- 略 -

(任期等)

第8条 公募委員の任期は、公募以外の方法により選任した委員の任期と同様とする。

2 公募委員の再任はできないものとする。ただし、別に市長が定める場合は、この限りでない。

参考2

○川口市自治基本条例運用推進委員会委員の公募に関する要領・・・・・・・・④

第1 趣旨

この要領は、川口市審議会等の委員の公募に関する要綱（平成19年3月12日付け市長決裁。）に基づき、川口市自治基本条例運用推進委員会条例（平成21年条例第27号。）第4条第4号に規定する委員の公募について必要な事項を定めるものとする。

第2 所掌事務

川口市自治基本条例の運用、啓発、見直しや施行による自治の推進の検証、さらには委員会のあり方に関することについて調査審議する。

第3 募集人員

公募する委員の数は、4人とする。

第4 委員の任期

委員の任期は、2年間とする。 ※この部分も変える必要がある。

第5 応募の資格

応募の資格は次の要件を満たすものとする。

- (1) 川口市内に在住・在勤・在学する者で、応募日現在、満18歳以上であること。ただし、高校生以下は除くものとする。
- (2) 自治基本条例に関心があり、継続して会議に出席できること。
- (3) 市政運営や市の施策について関心があり、意見を述べるができること。

第6 応募の期間

委員の任期満了の月よりも前の1ヶ月間とし、その期日は応募を実施する際に決定する。

第7 応募の方法

委員の応募方法は次のとおりとする。

- (1) 委員に応募しようとする者は、様式1に定める応募申込書に住所（市外在住者は勤務先又は学校の所在地）、氏名、性別、年齢、職業、連絡先電話番号、応募の理由などの必要事項を記載し、別に定めるテーマについて任意の様式に記述した小論文とともに、第6で規定した期日までに総合政策課に提出するものとする。
- (2) 郵送による応募は、第6で規定した期日の必着とする。
- (3) 提出された小論文等は返却しないものとする。

第8 周知の方法及び周知する内容

公募に関する周知の方法は、市の広報紙、ホームページにより行うものとし、以下に掲げる内容を掲載するものとする。

- (1) 委員会の名称及び公募の趣旨
- (2) 審議する事項及び委員の職務
- (3) 公募する委員の人数
- (4) 委員の任期
- (5) 応募の資格
- (6) 応募の方法
- (7) 応募の期間
- (8) 選考の方法及び選考結果の通知
- (9) 委員の報酬
- (10) 問合せ先

第9 選考の方法

- (1) 委員を選考するため、「企画財政部等選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。
- (2) 選考委員会は、別表により構成する。
- (3) 委員の選考は、別に定める評価項目及び基準により、第7の規定により提出された応募申込書及び小論文を選考委員会が審査し、市長が決定する。
- (4) 市長が必要と認めるときは、面接による審査を行うことができる。なお、面接を行う者は、その都度市長が指名する。
- (5) 委員の選考にあたっては、他の審議会等の委員でない者を優先する。

第10 結果の通知

選考結果は、決定後速やかに応募者全員に文書により通知する。

第11 報酬

報酬は、「川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき支給する。

第12 公募委員の不補充

募集期間が終了し応募がないとき、又は応募人数に達しないとき、若しくは任期途中で欠員となったときは補充しないことができる。

第13 公募委員の失職

公募委員が第5に規定する応募の資格を満たさなくなったときは失職する。

第14 その他の事項

この要領で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。